

世田谷区スポーツ推進計画 調整計画（素案）について

（付議の要旨）

令和4年度から令和5年度までの「世田谷区スポーツ推進計画 調整計画」について素案をまとめたので報告する。

1 主旨

スポーツ基本法第10条の規定に基づき、世田谷区のスポーツを推進していくための指針である世田谷区スポーツ推進計画（平成26年度から10年間）を定め、その目標を達成するための重点的な取組みを具体化し、実行していくための事業計画である「後期年次計画」が令和3年度をもって終了する。

計画期間最後の2年間で、令和6年度を始期とする新たな世田谷区スポーツ推進計画策定に向けての調整期間と位置づけ、世田谷区基本計画及び次期実施計画との整合を図りつつ、「後期年次計画」を基本とした2か年の調整計画を策定することとし、その素案をまとめたので報告する。

2 計画期間

令和4年度から令和5年度まで（2年間）

3 計画終了時に達成すべき目標

成人の週1回以上のスポーツ実施率65%以上

4 調整計画における視点

- (1) 東京2020大会のレガシーを活かし、スポーツの推進を図る
- (2) 障害者がスポーツに親しむ機会の更なる充実を図り、スポーツ活動を通じた障害のある人とない人の交流を促進する。
- (3) 身近な場所でいつでもスポーツができる環境をつくるとともに、地域のスポーツ団体と協力し、スポーツによる地域の活性化を行う。
- (4) ICTの活用および、DX（デジタルトランスフォーメーション）やSDGs（持続可能な開発目標）も踏まえたスポーツの推進に取り組む。

5 調整計画の内容について

- (1) 世田谷区スポーツ推進計画 調整計画（素案）概要版 （別紙1）
- (2) 世田谷区スポーツ推進計画 調整計画（素案） （別紙2）

## 6 今後のスケジュール（予定）

令和3年	9月	スポーツ・交流推進等特別委員会（素案報告） 計画素案の区民意見募集
	12月	政策会議（計画案報告）
令和4年	2月	スポーツ・交流推進等特別委員会（計画案報告）
	3月	計画策定